

令和7年2月25日

個人情報記載書類の紛失について

有害鳥獣被害対策を行う外部団体「福島市有害鳥獣被害対策協議会(会長:市農政部長、事務局:農業企画課)」雇用のサル専門員3名(事務所:南矢野目字徳元田北)に給与明細書を配付するにあたり、農業企画課職員(会計年度任用職員・鳥獣被害対策員)が同明細書を紛失する事案が発生いたしました。

記

1 経過・対応

2/19(水)	17時00分	農業企画課職員(鳥獣被害対策員)が協議会サル専門員3名へ配付する給与明細書を持って帰宅。 (2/20の出勤時に協議会事務所に立ち寄るため)
2/20(木)	8時20分	同職員が協議会事務所に於いて給与明細書(3名分)を紛失したことに気付く。
	8時40分～ 18時15分	前日駐車した市役所北側駐車場付近を搜索し、2名分の給与明細書を発見。 その後も搜索を行うも、1名分の給与明細書は発見できず。
2/21(金)	10時00分	情報紛失となった協議会サル専門員に謝罪し、了承をいただく。

※給与明細書記載事項…氏名、給与支給額、社会保険料額、所得税額、住民税額(住所・生年月日の記載無し)

2 原因

- ①農業企画課が鳥獣被害対策員に給与明細書を自宅持ち帰り前提で使送を依頼。
- ②給与明細書の使送にあたり、給与明細書を鞆等に入れずにそのまま持ち運んだ。

3 今後の対応方針

- ・電子メール送信等によるデジタル対応にて再発防止に努めます。

担当:農業企画課 農業被害対策係
課長 持地、係長 茂木
電話 024-525-3727(直通)